



宮 崎 県 公 報

平成29年8月21日 (月曜日) 第 2922 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 41,700 円

目 次

告 示

- 生活保護法に基づく施術者の指定…………… (福祉保健課) 1
- 漁業災害補償法に基づく特定第2号漁業者の同意…………… (水産政策課) 1

頁

- 道路の区域の変更…………… (道路保全課) 1
- 道路の供用の開始…………… (“ ”) 1
- 公 告
- 開発行為に関する工事の完了…………… (建築住宅課) 2
- 公安委員会公告
- 警備員指導教育責任者講習の実施について…………… 2

告 示

宮崎県告示第 483号

生活保護法 (昭和25年法律第 144号) 第55条第 1 項 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 (平成 6 年法律第30号) 第14条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。) の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させる者を次のとおり指定した。

平成29年8月21日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
黒木 了一 (フレアス在宅マ ッサージ 高鍋拠 点)	児湯郡高鍋町大字上江 2019-1 カーサMⅢ 202号	平成29年7月31日

宮崎県告示第 484号

漁業災害補償法 (昭和39年法律第 158号。以下「法」という。) 第 108条第 5 項において準用する法第 105条の 2 第 3 項の規定による届出を審査した結果、当該加入区に係る法第 108条第 2 項の規定による特定第 2 号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められた。

平成29年8月21日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

同意成立の届出年月日	平成29年7月20日
発起人の住所及び氏名	延岡市 浅井 良賢 延岡市 後藤 智明
加入区 の 名 称	延岡第一加入区

区 域	延岡市漁業協同組合の地区のうち旧延岡東漁業協同組合の地区
区 分	小型機船底びき網等漁業、小型定置漁業及び小型漁船漁業

宮崎県告示第 485号

道路法 (昭和27年法律第 180号) 第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成29年8月21日から平成29年9月4日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成29年8月21日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
235	県道	榑原細見線	延岡市北方町二股字中藪亥 489番	旧	5.2~13.7	45.0
			同市同町二股同字亥 491番 1 地先まで	新	7.3~13.7	

宮崎県告示第 486号

道路法 (昭和27年法律第 180号) 第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成29年8月21日から平成29年9月4日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成29年8月21日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
235	県道	檜原細 見線	延岡市北方 町二股字中 藪亥 489番 戊地先から 同市同町二 股同字亥 4 91番 1 地先 まで	平成29年8月21日

公 告

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第29条第 1 項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は完了した。

平成29年8月21日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

開発区域又は工区に 含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の 住所及び名称
東諸県郡国富町大字塚原字西 ノ免 321番 4	宮崎市神宮 2 丁目 2 番85号 神 宮シティハイツW 401号 中野祥吾 中野絢子

公安委員会公告

宮崎県公安委員会公告第24号

警備業法（昭和47年法律第 117号）第22条第 2 項に規定する警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。

平成29年8月21日

宮崎県公安委員会委員長 江 藤 利 彦

1 講習の種類、警備業務の区分、実施日及び定員

種 類	警備業務の区分	講 習 の 実 施 日	定員
追加取得講習	3号警備業務	平成29年11月20日（月） から11月22日（水）まで	15人

2 講習の対象者

講習の対象者は、受講申込みする当該警備業務区分以外の区分の資格者証又は講習修了証明書を有する者で、かつ、受講申込みを行う日において、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 最近5年間に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
- (2) 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている者
- (3) 検定規則第4条に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1

年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

(4) 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した者

- (5) 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

3 講習の場所

宮崎市学園木花台西 2 丁目 4 番地 3
宮崎県技能検定センター
電話0985-58-1570

4 受講申込書の提出方法等

(1) 提出先

受講申込者の住所地を管轄する警察署とする。ただし、受講申込者が警備員である場合は、その属する営業所の所在地を管轄する警察署でも良いこととする。

(2) 提出日時

警備業務の区分	提 出 日 時
3号警備業務 (追加取得講習)	平成29年10月10日（火）から10月20日（金） まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9 時から午後5時まで

(3) 提出方法

提出は、申込者本人によることを原則とするが、申込者が警備員であって、その属する営業所の従業員に委任状を託しての代理申込みについては認める。郵送による申込みは認めない。

(4) 提出書類等

ア 受講申込書（受講申込者の写真（申請前6月以内に撮影した縦 3.0センチメートル、横 2.4センチメートルの大きさの正面、無帽、上三分身像、無背景のもの）を貼り付けたもの）

イ 2に掲げる要件に該当することを証明する次の書面

(ア) 2の(1)に該当する者

当該警備業務の区分に係る警備業務従事証明書及び履歴書

(イ) 2の(2)に該当する者

検定規則第4条に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の写し

(ウ) 2の(3)に該当する者

検定規則第4条に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

(エ) 2の(4)に該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証の写し

(オ) 2の(5)に該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書

ウ 資格者証又は講習修了証明書の写し

5 手数料

受講申込時、次表の手数料に相当する額の宮崎県収入証紙によ

り納入すること。

講 習 別	警備業務の区分	手数料
追加取得講習	3号警備業務	14,000円

納入された手数料は、受講辞退その他いかなる場合にも返還しない。

6 その他

- (1) 受講申込みの受付が終了後、その旨、一般社団法人宮崎県警備業協会（代表電話0985-28-0518）に連絡すること。
- (2) この講習の実施に際して収集する個人情報は、この講習に関する目的以外には使用しない。
- (3) 本件に関する問合せは、宮崎県警察本部生活安全部生活環境課警備業係（代表電話0985-31-0110）に行うこと。

--	--